

令和元年10月

# 宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

令和元年 11月5日 開会  
令和元年 11月5日 閉会

宮古地区広域行政組合

令和元年10月宮古地区広域行政組合議員全員協議会

令和元年11月5日（火曜日）

午前10時40分開議

議事日程

1 報告事項

- (1) 台風19号に係る災害対応について
- (2) 議会運営委員会審議結果の報告について
- (3) 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要について

2 協議事項

- (1) 議席の指定
- (2) 副議長の選挙
- (3) 議会運営委員会委員の選任について
- (4) 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）の概要について
- (5) 宮古地区広域行政組合職員定数条例等の一部を改正する条例案について
- (6) 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案について
- (7) 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案について
- (8) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例案について
- (9) 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- (10) 宮古地区広域行政組合規約の一部を変更する規約案について

3 その他

出席議員（13名）

1番	合 砂	丈 司	君	2番	木 村	誠 君	
3番	八重樫	龍 介	君	4番	阿 部	吉 衛	君
5番	伊 藤	清 君		6番	高 橋	秀 正	君
7番	畠 山	昌 典	君	8番	畠 山	拓 雄	君
9番	落 合	久 三	君	10番	豊間根	信 君	
11番	黒 沢	一 成	君	12番	中 村	勝 明	君
13番	藤 原	光 昭	君				

欠席議員（0名）

説明のための出席者

事 務 局 長	大 森	裕 君
総 務 課 長	山 本 克	明 君
施 設 課 長	田 中	晋 君
施 設 課 主 幹	坂 本 好	治 君
消 防 長	上 沢	隆 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	小 林 達	広 君
総 務 課 長	畠 山	毅 君
指 令 課 長	中 村 光	宏 君

議会事務局出席者

書 記	坂 本 百	洪 君
書 記	館 洞 秀	徳 君
技 師	盛 合 龍	司 君

◎開 会

○議長（藤原光昭君） おはようございます。

まだお一人見えていないようですけれども、連絡がないということでございますが、時間になりましたので、これより全員協議会を開会したいと思います。

まず、会議に先立ち、今回新たに組合議員となられました山田町選出議員並びに田野畑村選出議員をご紹介いたします。

初めに、山田町選出議員の3名をご紹介いたします。

阿部吉衛議員でございます。

○4番（阿部吉衛君） よろしくお願ひします。

○議長（藤原光昭君） 豊間根信議員でございます。

○10番（豊間根 信君） 豊間根です。よろしくお願ひします。

○議長（藤原光昭君） 黒沢さんは来てございませんが、従前のとおり黒沢さんでございます。

それから、次に、田野畑村選出議員2名ご紹介いたしますが、畠山拓雄議員でございます。

○8番（畠山拓雄君） どうもよろしくお願ひします。

○議長（藤原光昭君） そして、中村勝明議員でございます。

○12番（中村勝明君） よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原光昭君） 続いて、消防本部及び事務局の職員を紹介いたします。

○消防長（上沢 隆君） それでは、消防本部職員を紹介します。

私が消防長の上沢です。よろしくお願ひします。

続きまして、消防次長の小林でございます。

○消防次長兼消防課長（小林達広君） 小林です。よろしくお願ひします。

○消防長（上沢 隆君） 続きまして、総務課長の畠山でございます。

○総務課長（畠山 毅君） 畠山です。よろしくお願ひします。

○消防長（上沢 隆君） 指令課長の中村でございます。

○指令課長（中村光宏君） 中村です。よろしくお願ひいたします。

○消防長（上沢 隆君） よろしくお願ひします。

○議長（藤原光昭君） ありがとうございます。

○事務局長（大森 裕君） では、事務局のほうの職員を紹介いたします。

私が事務局長の大森と申します。よろしくお願ひします。

それから、総務課長の山本でございます。

○総務課長（山本克明君） 山本です。よろしくお願ひいたします。

○事務局長（大森 裕君） 施設課長の田中でございます。

○施設課長（田中 晋君） 田中です。よろしくお願ひします。

○事務局長（大森 裕君） 施設課主幹の坂本でございます。

○施設課主幹（坂本好治君） 坂本です。よろしくお願ひします。

○事務局長（大森 裕君） それから、事務局運営スタッフとしまして、副主幹の坂本で  
ございます。

○書記（坂本百洪君） 坂本です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（大森 裕君） 技師の館洞です。

○書記（館洞秀徳君） 館洞です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（大森 裕君） 同じく、技師の盛合です。

○技師（盛合龍司君） 盛合です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（大森 裕君） どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） すみません。ありがとうございました。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、こ  
れより議員全員協議会を開会いたします。

---

#### ◎台風19号に係る災害対応について

○議長（藤原光昭君） まず、台風19号に係る災害対応について、事務局の説明を求めま  
す。

大森事務局長。

○事務局長（大森 裕君） まず、事務局のほうの被害状況について、台風の被害状況に  
ついてご報告いたしますので、災害ナンバー1という資料が、写真付きの資料をお配り  
していると思いますので、そちらをお願いします。

2ページの写真をご覧ください。

写真の中央の道路が三陸沿岸道路になりまして、左側が山田方面ということになりま  
す。写真の下側の大きな池が最終処分場から浸出液を溜める堰堤でございます。今回、  
台風19号の豪雨によりまして、赤丸の箇所、堰堤西側の斜面が崩落いたしまして、近く  
の雨水排水用のプラ側溝が破損いたしました。

3ページをご覧ください。それがその部分を拡大したものでございます。

今後、被害拡大が懸念されますことから、復旧工事を実施して原状回復を図りたいと  
いうふうに考えております。なお、事業費については、補正予算の中でご説明をいたし  
ます。

なお、台風19号によります災害ごみ等の処理につきましては、構成市町村の担当課と  
調整をしながら、10月14日から搬入等の事業を進めております。

今後も市町村の担当課と協議をしながら、タイミングを図って処理をしていきたいと  
思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、事務局からの報告です。では、次に、消防のほうからお願いします。

（黒沢一成君入場）

○議長（藤原光昭君） 小林消防次長。

○消防次長兼消防課長（小林達広君） それでは、台風19号に係る対応について、消防本  
部の報告をいたします。

資料は災害のナンバー2でございます。ご覧願います。

1の概要ですが、台風19号は10月13日の未明から朝にかけて岩手県に最接近し、これ

に伴い、13日零時ごろから雨が激しくなり、零時40分、岩手県に大雨特別警報が発表されました。

12日の降り始めからの総雨量は、宮古市が417ミリ、山田町が347ミリ、岩泉町が450ミリ、田野畑村が465ミリとなっております。

2の被害状況は、人的被害として、死者は宮古市1名、田野畑村は1名の合計2名で、負傷者は、山田町で中等症1名となっております。

3の消防本部の被害状況ですが、今回は台風による被害はありませんでした。

4の活動状況ですが、12日から14日までの3日間の出動人員として、消防本部が338名、市町村消防団員が合計で2,713名となっております。

5の火災・救急・救助の出動件数は、同じく3日間のデータとなりますが、火災がゼロ件、救急は37件、救助は10件、警戒などの出動が58件となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局から報告がございました。これについて何か質問ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

---

#### ◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（藤原光昭君） それでは、次に、議会運営委員会が先ほど終わりましたので、議会運営委員長に審議の結果の報告を求めます。

落合議会運営委員長。

○議会運営委員長（落合久三君） それでは、議会運営委員会での審議結果を報告いたします。

議事日程でございますが、初めに議長が開会宣言を行います。

次に、諸報告として、監査委員からの例月現金出納検査の結果について、その写しの配付をもって報告とするものであります。

次に、日程第1の議席の指定でございますが、山田町から新たに選出された阿部吉衛議員、豊間根信議員、黒沢一成議員並びに田野畑村から新たに選出された畠山拓雄議員、中村勝明議員について議長が議席の指定を行います。

次に、日程第2の会議録署名議員の指名につきましては、今回は9番の私、落合久三、10番に指定された議員を議長が指名いたします。

日程第3の会期の決定につきましては、会期は11月5日の1日間ということで、本会議に諮って会期を決定いたします。

なお、今回、一般質問はございませんでした。

日程第4で、選挙第1号 副議長の選挙を行います。

日程第5で、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

日程第6で、認定第1号 平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

なお、説明は会計管理者である宮古市会計管理者が行うこととなります。

日程第7で、議案第1号 令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2

号)を議題といたします。

日程第8で、議案第2号 宮古地区広域行政組合職員定数条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第9で、議案第3号 宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題といたします。

日程第10で、議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第11で、議案第5号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

なお、日程第8、議案第2号から日程第11、議案第5号までを一括して議題といたします。

日程第12で、宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（藤原光昭君） では、議会運営委員長長の報告がございました。これについて何か質問ございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

---

#### ◎平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要について

○議長（藤原光昭君） それでは、次に、平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要について、事務局の報告を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） それでは、平成30年度の決算の見込み、概要について報告をさせていただきます。座らせていただいております。

平成30年度宮古地区広域行政組合歳入歳出決算の概要についてでございますが、お手元に資料ナンバー1をご用意いただきたいと思います。

当組合会計におきましては、平成30年度においても、これまでの健全化の方策を継続をいたしまして、経費の削減に努め、前年度に基幹改良工事を終了したし尿処理施設を初め、各関連施設の効率的な運営に取り組んでまいりました。また、平成28年度に発生した台風10号による災害廃棄物の処理も終了したところでございます。

さらに、頻発する自然災害に対応するために高規格救急車自動車や救助工作車の整備によりまして、消防力の強化充実を図ってきたところでございます。

それでは、資料ナンバー1、平成30年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の見込み、4から5ページの歳入をお開きをいただきたいと思います。

下段に合計欄がございますが、歳入合計欄にございます予算現額が30億5,531万7,000円に対しまして、収入済額は30億6,792万3,000円となっております。収入済額を前年度と比較いたしますと額で8億7,120万4,000円、率で22.1%の減となっております。

2 ページにお戻りをいただきたいと思います。

歳入の主なものでございますが、1 款分担金及び負担金でございますが、構成市町村からご負担をいただいている収入済額でございます。額は26億7,964万9,000円で、歳入全体の87.3%を占めてございます。

次に、3 款でございます国庫支出金は、収入済額34万円で廃棄物処理施設モニタリング事業の補助金となっております。

4 ページから5 ページに移ります。

7 款諸収入でございます。資源物売却代金が4,959万円、東電の賠償金が1,549万9,000円となっております。

次に、歳出でございますが、8 から9 ページをお開きをいただきたいと思います。

下段、歳出合計欄でございます。予算現額30億5,531万7,000円に対しまして、支出済額30億2,436万3,000円でございます。支出額は99.0%となっております。繰越明許など翌年度に繰り越すべき財源がないことから、不用額は3,095万4,275円となっております。

6 から7 ページにお戻りをいただきたいと思います。

歳出の主な内容でございますが、3 款衛生費は支出済額8億4,971万7,000円で、支出の内容は、構成市町村のごみ収集運搬委託料、ごみ焼却施設、埋立処分地施設等、リサイクル施設などの各施設の運転管理委託料、災害ごみの処理事業などとなっております。

4 款消防費は、支出済額18億8,327万3,000円で、職員の人件費のほか、火災予防、警防、救急等に要した経費に加えまして、消防施設費として、川井分署屋根修繕、補助訓練棟の改修工事のほか、高規格救急自動車、救助工作車等の整備を図ったものでございます。

8 ページに移っていただきたいと思います。

6 款です。公債費は支出済額3,641万8,000円で、廃棄物処理施設・消防施設等の整備に係る長期債元利償還金でございます。

これら3つの歳出で27億6,940万8,000円となりまして、歳出全体の91.5%を占めてございます。

実質収支でございますが、1 ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額4,356万円になります。繰越明許費、繰越額等、翌年度に繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は同額の4,356万円となります。

この額につきましては、本年10月議会定例会に提案いたします令和元年度一般会計補正予算（第2号）に計上する予定でございます。

以上が平成30年度の宮古地区広域行政組合一般会計の歳入歳出の概要でございます。説明終わります。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より報告がございました。これについて何か確認することはございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君）　　ごさいませんか。

---

◎議席の指定

○議長（藤原光昭君）　　それでは、ないようですので、次に、本日の協議案件はお手元に配付されております会議次第のとおり、10件でございます。

初めに、議席の指定について協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克明君）　　議席の指定につきましてご説明をいたします。

山田町並びに田野畑村選出議員の一般選挙が行われまして、5名の議員が選出されましたが、前任議員の議席でありました4番、8番、10番、11番、12番の議席が空席となっており、この範囲で議席を指定するものでございます。

また、指定の順は、山田町長から選出報告の名簿順に、4番、阿部吉衛議員、10番、豊間根信議員、11番、黒沢一成議員、田野畑村長からの報告の順であります、8番、畠山拓雄議員、12番、中村勝明議員の議席を議長から指定をしていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原光昭君）　　ただいま事務局より説明がありました。これについてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君）　　異議なしということで、それでは、そのように取り計らわさせていただきます。

---

◎副議長の選挙

○議長（藤原光昭君）　　次に、副議長の選挙について協議をいたします。

副議長の選出については、平成25年10月議会定例会議員全員協議会での議会運営の申し合わせ事項により、副議長、副委員長については、山田町、岩泉町から交互に、そして、監査委員については、田野畑村から選考委員会を設置せずにあらかじめ各市町村の議員の中から推選された議員を議員全員協議会に諮り、指名推選により決定することといたしました。

この方法で決定することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君）　　異議なしと認めます。

それでは、そのように取り計らうことといたします。

今回、副議長は岩泉町選出の議員になりますので、岩泉町選出の議員において副議長候補の推選をお願いをいたします。

どなたか。

八重樫議員。

○3番（八重樫龍介君）　　岩泉の八重樫ですが、合砂丈司議員を副議長に推選いたします。

取り計らいをよろしくお願いします。

- 議長（藤原光昭君） ただいま推選のありました合砂丈司議員を副議長候補として指名推選の方法により決定したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取り計らうことといたします。

---

#### ◎議会運営委員会委員の選任について

- 議長（藤原光昭君） 次に、議会運営委員の選任についてを協議をいたします。

現在の議会運営委員会の状況について、事務局より説明を願います。

山本総務課長。

- 総務課長（山本克明君） それでは、議会運営委員会委員の選任についてご説明をいたしたいと思えます。

議会運営委員会の現在の状況につきましては、委員会条例第1条第2項の規定によりまして、議会運営委員会の委員の定数は5名となっております。

構成につきましては、各市町村から1名ずつ、計4名の委員を選任していただき、残る1名は、当議会の議会運営申し合わせ事項により副議長の職を充ててきた経緯があります。

今回、山田町選出議員並びに田野畑村選出議員の改選に伴い委員2名が欠員になってございます。また、前副議長は山田町選出議員であったため欠員となっており、合わせて3名の欠員となっております。

つきましては、欠員となっている山田町選出の委員並びに田野畑村選出の委員、それぞれ1名を選任していただくとともに、議会運営の申し合わせ事項により今回も新副議長と議会運営委員会委員に選任をしていただくものでございます。

なお、今回は新副議長の候補の方が議会運営委員でございますので、岩泉町より新たに1名選出していただくものでございます。

以上でございます。

- 議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。説明があったとおり、議会運営委員の選任については、欠員となっている山田町、田野畑村からそれぞれ1名選出していただくこととなります。また、副議長として選出された議員については議会運営委員に選任することとなりますが、これでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

なお、新副議長の候補の方が議会運営委員でございますので、出身市町村から新たに1名選出していただくことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取り計らうことといたします。

山田町、田野畑村及び岩泉町において選出についての協議をお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 11 時 10 分休憩

午前 11 時 11 分再開

○議長（藤原光昭君） それでは、会議を続けます。

どなたでお決まりになっているでしょうか。

○4番（阿部吉衛君） 山田町のほうからは、豊間根信氏を推選いたします。

○議長（藤原光昭君） 田野畑。

○12番（中村勝明君） 田野畑からは、畠山拓雄議員をお願いします。

○議長（藤原光昭君） 岩泉。

○1番（合砂丈司君） 岩泉は、八重樫議員をお願いしたいと思います。

○議長（藤原光昭君） それでは、ただいま山田町選出の議会運営委員は豊間根信議員、田野畑村選出の議会運営委員は畠山拓雄議員、岩泉町選出の議会運営委員は八重樫龍介議員が選任されましたので、議長が会議に諮って指名をいたします。

---

◎令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）の概要について

○議長（藤原光昭君） 次に、令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）の概要についてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） 座らせていただいて説明を進めたいと思います。

令和元年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）でございますが、資料の2をご用意いただきたいと思います。

ページが前後いたしますが、資料、最初に3ページをお開きをいただきたいと思います。

3ページには、今回の補正予算（第2号）の総括表を添付をしております。

表のほうは、歳出を款別に区分をいたしまして、今回の補正額を示し、その右側にそれぞれ充当する特定財源と一般財源の補正額を示してございます。

このたびの補正予算は、歳入におきましては、事業費の確定により国庫補助金の増額があったこと、それから前年度からの繰越金の計上があったこと、それから収入見込み等により一般財源の増減額、また、歳出においては、台風19号に係る災害ごみの処理に要する費用を3款衛生費へ、同じく台風19号による組合施設災害復旧に要する費用を計上したものでございます。

2ページをご覧をいただきたいと思います。

市町村負担金の総括表でございます。

補正によります減額に要する構成市町村の負担金は、2ページの表の右側、補正額の欄に記載のとおりでございますが、宮古市が1,552万7,000円、山田町が1,405万8,000円、岩泉町が1,474万7,000円、田野畑村が99万7,000円、それぞれ減額となるものでございます。

1ページを開いていただきたいと思います。

補正予算（第2号）の概要ということで記載してございます。

主な部分のみ説明をさせていただきたいと思えます。

1、歳入におきましては、事業費の確定により国庫補助金の増額、前年度からの繰越金などが1款1項1目の組合負担金に計上されてございます。

1、歳入ということで、歳入がですが、1款1項1目組合負担金は4,532万9,000円の減額で、目的別構成市町村ごとの金額は資料の記載のとおりとなっております。

3款1項2目国庫補助金でございますが、緊急消防援助隊設備整備補助金の交付決定による増額でございます。

6款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

歳出の補正内容でございますが、3款2項2目ごみ焼却施設費から3款2項4目し尿処理施設費までは、事業費が確定したことによる不用額の減額でございます。

3款2項7目災害ごみ処理事業費は災害処理に係る薬品、燃料費、5款1項1目は復旧に係る工事請負費を計上したものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何か質問ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

---

◎宮古地区広域行政組合職員定数条例等の一部を改正する条例案について

◎宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案について

◎宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案について

◎成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例案について

○議長（藤原光昭君） それでは、次に進めさせていただきます。

次に、（5）宮古地区広域行政組合職員定数条例等の一部を改正する条例案について、（6）宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案について、（7）宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案について、（8）成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例案についてを一括して協議したいと思えます。事務局の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） 座らせていただいて説明を進めたいと思えます。

まず、宮古地区広域行政組合職員定数条例等の一部を改正する条例案についてでございます。

資料ナンバー3をお開きをいただきたいと思います。

協議事項の5ということで、宮古地区広域行政組合職員定数条例等の一部を改正する条例案についてのご説明でございます。

資料ナンバー 3、1 ページをご覧くださいと思います。

1 の改正の要旨でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 2 年度から会計年度任用職員制度が創設されることから、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

2 の改正内容についてでございますが、(1) の宮古地区広域行政組合職員定数条例の一部改正につきましては、職員定数の対象から臨時的に任用される職員、会計年度任用職員及び再任用短期勤務職員を除くものでございます。

(2) でございます。宮古地区広域行政組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の心身の故障等による休職の期間を任期の範囲内において任命権者が定めることとするものでございます。

(3) でございます。宮古地区広域行政組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正につきましては、減給処分の対象に会計年度任用職員を加えようとするものでございます。

(4) の宮古地区広域行政組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正につきましては、新たに職員となった者のサービスの宣誓の対象に会計年度任用職員を加えるものでございます。

続きまして、(5) の宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については規則で定める基準に従い、任命権者が定めるものとするものでございます。

(6) になります。宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、育児休業をしている職員の勤務手当の支給及び育児休業をした職員の臨時的調整の対象から会計年度任用職員を除くものでございます。

(7) になります。宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、当該条例の規定の適用から会計年度任用職員を除くものでございます。

(8) になります。宮古地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が市長に対して報告しなければならない事項に会計年度任用職員を加えるものでございます。

続きまして、宮古地区広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案についてでございます。

制定の要旨でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による法律におきまして会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

2 の制定内容といたしましては、(1) につきましては、フルタイム会計年度任用職員の給与に関する事項及び手当の支給等について規定をするものでございます。また、パートタイム会計年度任用職員の報酬に関する事項及び手当等に関する事項、そして、費用弁償について規定をするものでございます。

(3) につきましては、会計年度任用職員が休職にされた場合の給与について規定をするものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。  
次に進みます。

宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正の条例案でございます。

資料ナンバー5をご覧をいただきたいと思います。資料ナンバー5でございます。

協議事項の(7)宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正をする条例案についてでございます。

資料ナンバーの5の1ページをお開きをいただきたいと思います。5の1でございます。

1の改正要旨につきましては、国の例に準じて正規の勤務時間以外の時間における勤務について定めるため所要の改正をしようとするものでございます。

2番の改正内容につきましては、働き方改革関連法により時間外労働の上限規制が導入され、国家公務員における超過勤務命令の上限が人事院規則で定められたことから、当組合におきましても、国の例に準じて同様の措置を講じるため条例を改正し、必要な事項は規則で定めようとするものでございます。

続きまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例についてでございます。

資料ナンバー6、資料ナンバー6をお開きをいただきたいと思います。

協議事項の8、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例案について、ご説明いたしたいと思っております。

資料ナンバー6の1ページをお開きをいただきたいと思います。

1の改正要旨につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、当該成年被後見人等に係る欠格条項の見直しをするためのもので、関係条例についての所要の改正をしようとするものでございます。

2の改正内容につきましては、次の2点になります。

(1)の宮古地区広域行政組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正は、地方公務員法第16条第1項に規定をする欠格条項が削減されたことに伴い、本条例第5条で引用する地方公務員法の規定を繰り下げ整理しようとするものでございます。

(2)の宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、地方公務員法第16条第1項に規定する欠格条項が削減されたことに伴い、本条例第18条、第18条の2、第19条及び第22条で引用する地方公務員法の規定を削減しようとするものでございます。

3の施行期日につきましては、地方公務員法の施行にあわせて令和元年12月14日施行となるものでございます。

以上でございます。

○議長(藤原光昭君) ただいま事務局より説明がありました。これについて何か質問ございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

◎宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（藤原光昭君） 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） 監査委員の選任でございますが、宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を宮古地区広域行政組合監査委員に選任することについて、宮古地区広域行政組合規約第13条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

住所、岩手県下閉伊郡田野畑村奥地向73番地1、中村勝明。生年月日は昭和23年9月20日でございます。

なお、資料のほうには後ろに抜粋が添付してございます。

そのほかに監査委員につきましては、申し合わせ事項で田野畑村さんから選出というふうに申し合わせをしているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がありました。これについてご質問ありますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

---

◎宮古地区広域行政組合規約の一部を変更する規約案について

○議長（藤原光昭君） それでは、次に、宮古地区広域行政組合規約の一部を変更する規約案について協議いたします。

事務局の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本克明君） それでは、宮古地区広域行政組合規約の一部を変更する規約案についてご説明をいたしたいと思えます。

資料ナンバー8をご覧いただきたいと思えます。

座らせていただいて説明を進めたいと思えます。

宮古地区広域行政組合規約の一部を変更する規約要旨でございますが、1、変更の趣旨でございます。消防緊急通信指令装置の共用に応じた負担をすべき経費及び負担割合の明確化並びに災害により発生した廃棄物の処理及び処分に要する経費の負担割合に関する規定を追加するものでございます。

また、消防力の整備指針の一部改正についても、併せて行うものでございます。

資料第2の変更案のところをご覧いただきたいと思えます。

（1）ということで、別表第1号から新规定の追加に係るものは、別表第1号のほうから負担すべき経費、第24号を第27号に改めるものでございます。

別表第15号は、改正告示により文言の整理をするものでございます。負担すべき経費「消防専用電話装置の設備」を「消防指令システム消防救急無線設備」に改めるもので

ございます。

(3)でございます。別表第25号、新規定を追加するものでございます。負担すべき経費「消防指令システム、消防救急無線設備のうち、共用する部分の建設又は購入に要する経費」、負担割合「地方交付税法の規定に基づく前年度の消防費に係る基準財政需要額のうち、宮古市にあっては70パーセント、宮古市以外の関係団体にあっては60パーセントの額の構成比率による割合」をそれぞれ追加するものでございます。

(4)の別表第26号でございます。新規定を追加するものでございます。負担すべき経費が、「消防救急無線設備のうち、十二神基地局の建設又は購入に要する経費」、負担割合、「宮古市62.6パーセント、山田町37.4パーセント」をそれぞれ追加をするものでございます。

(5)でございますが、別表第27号、新規定を追加するものでございます。負担すべき経費は、「災害廃棄物の処理及び処分に要する経費」で、負担割合、「利用割100パーセント」をそれぞれ追加するものでございます。

(6)でございます。備考でございます。規定の追加による文言整理をするものでございます。

利用割の基準となるべき数値の除外規定を、「第21号及び第24号」から「第21号、第24号及び第27号」に改めるものでございます。

その他、次のページから改正の表、それから事業の表等、添付してございますが、説明は省略をさせていただきます。

以上です。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについて何かございますか。よろしいですか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 資料ナンバー8の1の1ページ、今説明あったんですが、この真ん中より下段のほうに、表1、規約別表（第15条関係抜粋）のところで、負担すべき経費6、消防事務に要する経費、負担割合、この負担割合のところなんですが、その消防費に係る基準財政需要額というのは、それぞれ規模が当然違っているわけですので、さらに宮古がその基準財政需要額の70%、宮古市以外が60%というふうに基準財政需要額が同じであれば、こういう7割、6割とか、場合によっては、7割、4割とか、そういうことがあり得るのかなとは思いますが、ここで7割、6割というふうにした理由を説明してください。

○議長（藤原光昭君） 中村指令課長。

○指令課長（中村光宏君） 消防本部指令課長、中村です。

それでは、座ったままでご説明をさせていただきます。

今、議員のほうのご指摘がありました資料ナンバー8の1の表1、規約別表抜粋につきましては、従来からの広域行政組合の消防に係る部分の規約で決められている部分の表の部分を抜粋した部分でございますが、これは従来からこのとおり決まっております。

今回このようにした理由につきましては、従来からこう決まっているんですけども、

今回につきましては、共用する部分がこの表には乗っていないという部分で、今回、共用する事業が来年度計画してございますので、このままでは共用する部分を書いてないので、これを新たにうたいましょうという内容でございます。

そして、今回、うたいます内容につきましては、平成25年に企画財政主幹課長会議並びに参加会で協議されて、ご承認をいただいた内容ということで、この分につきましては、資料8の1の2の部分に記載してございます。

今のご質問のとおり、基準財政需要額につきましては、今回変更した内容ではなくて従来から宮古市については70%、その他の市町村につきましては60%ということで決まっている内容でございます。

以上でございます。

- 議長（藤原光昭君） よろしいですか。
- 9番（落合久三君） はい。
- 議長（藤原光昭君） 次に、そのほかないですか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

---

#### ◎その他

- 議長（藤原光昭君） ないようですので、次に移ります。

その他でございますが、議員の方々、事務局、何かその他でございますか。ございませんか。

坂本係長。

- 書記（坂本百洪君） 事務局のほうから、本会議についてのお知らせでございます。議事日程の案については記載をしておりませんが、本会議で冒頭で黙禱をすることといたしております。1分間の黙禱を行いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それから、進行の中で管理者挨拶がございます。これが議事日程の情報であります。本会議については以上でございます。

それから、行政視察の関係でございますけれども、事務局のほう、7月10日の臨時会のときに11月13日から3日間の予定で金沢市を視察するというので決定をいただきましたけれども、諸事情によりまして、来年の1月を実施を考えておりましたが、今回10月に台風19号で各市町村で大きな被害が発生しているということでございまして、平成28年度のときは行政視察は中止をしているところでございます。

そこで、事務局といたしましては、今回、今年度の行政視察は中止をしたいというふうなことで考えておりますので、この場でご協議をいただき、結論を出していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

- 議長（藤原光昭君） 今、事務局のほうから行政視察について、ただいまのような説明の内容で今回は見送りたいと、こういうような考えであります。このように今回取り計らいたいと思っておりますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（藤原光昭君） それでは、そのようにしていただきます。

次回にそれなりに十分皆さんと協議検討をして、次の行政視察に備えたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

その他のその他ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

◎閉 会

○議長（藤原光昭君） では、これで全員協議会終わります。

午前 1 1 時 3 5 分閉会

---